

市民と市長の 地域みらい懇談会

【大浦中学校区】

要望・提案と回答

令和4年7月24日（日）

仁田佐古小学校

市民と市長の地域みらい懇談会【大浦中学校区】

要望・提案一覧

令和4年7月24日（日）開催

※1～5は当日発表

	要望・提案項目	団体名	担当課	ページ
1	自治会の解散問題について	仁田地区連合自治会 佐古地区連合自治会 東大浦地区連合自治会	市民生活部 自治振興課	1～2
2	乗合タクシーの再開とルートの計画について	仁田地区連合自治会	まちづくり部 公共交通対策室	3
3	地域コミュニティのしくみづくりについて	佐古地区連合自治会	企画財政部 地域コミュニティ推進室	4～5
4	空き家、空き地の対策について	佐古地区連合自治会	建築部 建築指導課 ・ 環境部 環境政策課	6～9
5	椎の木町玉木建設下の道路拡幅計画について	東大浦地区連合自治会 (南町自治会)	土木部 土木建設課・用地課	10
6	自治会公民館の運営困難と解体問題について	仁田地区連合自治会 (西小島上の切自治会、中 新町西部自治会)	市民生活部 自治振興課	11～12
7	旧仁田小学校跡地の利活用計画について	仁田地区連合自治会 大浦中学校PTA 東大浦地区連合自治会	理財部 資産経営室	13
8	旧仁田小学校上・下運動場の利活用計画について	仁田地区連合自治会	土木部 土木企画課 ・ 理財部 財産活用課	14～15
9	高齢化・なり手不足の民生委員児童委員の後任確保について	仁田地区民生委員児童委員 協議会	福祉部 福祉総務課	16～17
10	広報ながさき配布謝礼金、リサイクル活動謝礼金(配分)について	仁田地区連合自治会 (西小島中の切自治会)	市民生活部 自治振興課	18～19

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
11	通学の足の確保について	大浦中学校PTA 東大浦地区連合自治会	まちづくり部 公共交通対策室	20~21
12-1	学校への要望について	大浦中学校PTA 東大浦地区連合自治会	教育委員会学校教育部 健康教育課	22~23
12-2	学校への要望について	大浦中学校PTA 東大浦地区連合自治会	教育委員会学校教育部 学校教育課	24
12-3	学校への要望について	大浦中学校PTA 東大浦地区連合自治会	土木部 土木企画課	25
13	ごみ出しの管理について	佐古地区連合自治会	環境部 廃棄物対策課	26
14	自治会の統廃合について	佐古地区連合自治会	市民生活部 自治振興課	27~28
15	思案橋周辺案内図の改正について	佐古地区連合自治会	文化観光部 観光政策課	29
16	大徳寺公園の再整備について	佐古地区連合自治会	中央総合事務所 地域整備2課	30~31
17	地域における様々なエリア分けについて	佐古地区連合自治会	中央総合事務所 中央地域センター	32~33
18	クリーン長崎による簡易水洗便槽 し尿汲み取り料金について	東大浦地区連合自治会 (南町自治会)	環境部 廃棄物対策課	34~36
19	街路灯の設置について	東大浦地区連合自治会 (南町自治会)	土木部 土木建設課	37~40
20	長崎市常設型住民投票条例について	東大浦地区連合自治会 (南町自治会)	総務部 総務課	41~42

回答票

No. 1

大浦
中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望
内容

【団体名】 仁田地区連合自治会、佐古地区連合自治会、東大浦地区連合自治会

【件名】 自治会の解散問題について

【概要】

ここ2~3年で、佐古地区連合内で3自治会、仁田地区連合内で1自治会、東大浦地区連合内で1自治会が相次いで解散したが、すべて会長を引き受けるものがないというだけの理由だった。そこで、他都市における自治会存続に成功した事例があれば紹介していただきたい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 斡 旋 6 その他（ ）

【回答】

自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

自治会数は、平成24年4月には、990自治会ありましたが、その後、毎年、数件の増減があり、令和4年4月時点では983自治会となっております。

最近では、解散についての相談も多く寄せられており、その要因の主なものとしては、会長をはじめとする役員の成り手がいない、高齢化により自治会活動に参加できる人が少なくなった、といったものとお聞きしています。

そのような中でも、存続に成功した事例としては、各自治会によってそれぞれの事情があり、一概に言えるものではありませんが、「自治会の皆さんで話し合い、当面は会長を置かずに、その役割を分担して自治会を存続させ

た」事例や、「近隣の自治会長が解散しようとしていた自治会の会長を兼任する」といった事例もありました。

地域において役員の成り手不足や、自治会員・役員の高齢化などの課題が出てくる中、このような市内全体の共通の課題を少しでも改善するために、現在、市では、自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立・運営を支援しています。

このような取組みを進める中で、自治会活動への理解が深まり、新たな人材の発掘に繋がることもあるのではないかと考えています。

また、今年度は、自治会運営の一助となるよう、自治会の担い手育成に繋がるような研修も実施するよう準備を進めているところです。

他都市における事例等についても調査し、有効と思われるようなものがありましたらその研修の中で紹介するとともに、別途皆様にもお知らせしたいと考えています。

回答票

No. 2

大浦
中学校区

【担当部課名】

まちづくり部
公共交通対策室

要望内容

【団体名】 仁田地区連合自治会

【件名】 乗合タクシーの再開とルートについて

【概要】

都市計画道路新地町稲田町線が開通したのに伴い、休止していたのりあいタクシーの運行を再開願いたい。
地域としては広馬場→館内→稲田町→中小島ガーデンヒルズ(折り返し)→西小島→寄合町→丸山町→籠町→広馬場のルートで検討願う。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

北大浦地区乗合タクシー館内ルートは、平成21年10月から令和2年5月まで1日3往復運行していましたが、利用者の低迷により令和2年6月から全便運休しています。

ご要望にある館内～中小島ガーデンヒルズ間の移動手段は、新地町稲田町線の開通にあたり、バス事業者にバス路線新設の考えを確認した結果、収益性と既存路線への影響などから困難との見解が示されました。

長崎市としても、新たに補助金を投入してコミュニティバスなどを運行することは、地域の人口規模などからも難しいと考えていますが、大浦中学校～新地町稲田町線～新地町の区間は、長崎市が定義した「バス空白地域」であることから、北大浦地区乗合タクシーで運休している区間を延長して運行できないか検討しているところで、延伸区間の需要や既運行区間利用者への影響などを踏まえ、判断したいと考えています。

回答票

No. 3

大浦
中学校区

【担当部課名】

企画財政部
地域コミュニティ推進室

要望内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 地域コミュニティのしくみづくりについて

【概要】

市が進める地域コミュニティのしくみづくりについては、主に周辺地区で協議会が設立されており、人口減少時代や地域からの要望の提案が細分化していることに対しての地域に即した対応であると理解している。

しかし、一方で人口が減少し、地域コミュニティ（自治会）が消滅しつつある地域においては、役職の担い手不足や連合自治会長が他団体の役職を兼務する等による疲弊もある。このような地域でしくみづくりを進めることは困難であることを認識していただき、よりよいアプローチを再検討願いたい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

長崎市におきましては、人口減少や高齢化が進み、担い手不足などを理由に、自治会など地域団体の活動を継続することが、年々、難しくなっており、それにより地域のつながりが希薄化していることは課題であると認識しています。

地域コミュニティを支えるしくみにつきましては、現在抱えている課題を少しでも改善し、時代が変化する中でも、今あるつながりを 10 年後、20 年後も残し、暮らしやすいまちであり続けるために、今のうちに地域の各団体のつながりを強め、必要なことを話し合い、様々な主体の皆さまが連携、協力し合える体制をつくっていただくものです。

現在、市内では地域コミュニティ連絡協議会が 25 地区で設立し、周辺地

区だけでなく、高尾、戸町地区などでも設立されています。

また、設立準備委員会も、伊良林地区や北大浦地区など17地区で立ち上がり、多様な主体の参画を得て各地区で新しいしくみづくりが少しずつ広がってきている状況です。協議会を設立するまでには、さまざまな世代や団体の方々に参加していただき、話し合いの場を大切にしながら進めておりますが、地域の皆さんが集まって話し合う過程を経ることで、地域全体でまちづくりを進めていこうという意識が高まり、新たな担い手の確保にもつながったという地区も出てきているところです。

このような中、仁田佐古小学校区におかれましては、平成29年度に協議会設立に向け、どの範囲で取り組むかを3つの連合自治会でお話をいただいた際に、区域が広く地域性も異なることから、まずは連合自治会の範囲でそれぞれ検討いただくこととなった経緯があります。そして、本年3月に、仁田地区において「にたさこコミュニティ」が設立しており、次世代の担い手の確保や解散した自治会を補完する役割が担えるのではないかと、地域の皆さんで協力し合いながら、活動をスタートされています。

しかしながら、地域を取り巻く環境は、話し合いをされた当時からも変化しておりますので、改めて、地域の皆様のご意向を伺いながら、どのような進め方がよいのか等、地域の実情に合わせて設立に向けた支援をさせていただきたいと思っております。

回答票

No. 4

大浦
中学校区

【担当部課名】

建築部 建築指導課
環境部 環境政策課

要望
内容

【団体名】 佐古地区連合自治会 会長 山口 広助

【件名】 空き家、空き地の対策について

【概要】 人口減少等に伴い、空き家や空き地が増加している。市の空き家、空き地対策についてご教示いただきたい。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（ ）

【回答】

長崎市の空き家、空き地対策は、近年の人口減少等に起因する空き家、空き地問題の増加を受け、安全・安心で快適な暮らしの実現を目指して、空き家等の問題に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定した「長崎市空家等対策計画」に基づき、「特定空家等(注)にしない」「特定空家等をなくす」の2つの基本方針を掲げ、利用可能な空き家、空き地の活用促進や、老朽化し危険な空き家の除却など、空き家、空き地の状態に合わせた様々な対応を行っています。

(注)特定空家等とは、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家のことです。

○空き家、空き地の活用

空き家・空き地情報バンクにより情報発信を行っております。また、移住促進や地域コミュニティの活性化を図る目的で、空き家の改修などにかかる費用の一部を助成する、移住支援空き家リフォーム補助金、特定目的

活用支援空き家リフォーム補助金があり、ご利用いただいております。

これら市の取り組み以外にも、民間事業者が斜面地の空き家を宿泊施設等として活用する事例や、市が推進している「住みよかプロジェクト」の協力認定事業の一環として、空き家を子育て世帯の方が好むようにリノベーションし、安価で提供する事例もございます。今後は民間による空き家活用の動きについて、より一層情報を収集し、また、その地域の特性にあった空き家活用について検討するなど、地域と一緒に空き家、空き地対策を進めてまいりたいと考えております。

○空き家、空き地の維持管理

所有者が適正に管理を行っていただく必要がありますが、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、所有者を調査し、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

自治会で問題となる空き家、空き地が発生した場合には、まずは地域センターまでご相談ください。

今後とも地域の皆さまと一緒に、空き家、空き地問題に取り組んで参ります。

(地域のまちづくりに関する相談窓口)

長崎市中心地域センター まちづくり支援係

TEL095-829-1418 (直通)

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL095-829-1174 (直通)

(空き地に関する相談窓口)

長崎市環境部環境政策課 監視指導係

TEL095-829-1156 (直通)

また、長崎市の空き家、空き地対策につきましては、次の通りです。

【空き家、空き地を活用したいかた】

- ・「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」

長崎市に移住を希望する市外在住者へ空き家・空き地の情報を紹介。

- ・「移住支援空き家リフォーム補助金」

移住者向けに空き家をリフォームする費用の一部助成。

- ・「特定目的活用支援空き家リフォーム補助金」

シェアハウスなど地域コミュニティの活性化に繋がる空き家活用のためのリフォーム費用の一部助成。

【空き家を解体したいかた】

・「特定空家等除却費補助金」

老朽化し危険な空き家を解体する際の費用の一部助成。

・「老朽危険空き家対策事業」

老朽化した危険な空き家のうち、条件を満たすものについて市が解体を行い、跡地を公共空間として整備。

(これらの対策に関する市の取り組みにつきましては、

ホームページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください)



回答票
No. 5

大浦
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課
用地課

要望
内容

【団体名】 東大浦地区連合自治会(南町自治会)

【件名】 椎の木町玉木建設下の道路拡幅計画について

【概要】 都市計画道路常盤町大浦元町線は、昭和49年度から事業着手され、半世紀が過ぎようとしているが未だ完成していない。令和4年2月に市の担当部署に事業進捗を確認し、一部拡幅工事が停滞しているとの説明があったが、早期の拡幅工事再開を強く要望する。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他()

【回答】

都市計画道路常盤町大浦元町線は、昭和49年度から事業を開始し、用地買収が完了した区間から順次拡幅工事を実施しており、全体延長 1,420 mのうち、1,220mの道路拡幅工事が完了しているところです。

要望箇所であります残り約200mの区間については、用地買収が難航しており、令和2年度の工事を最後に工事が停滞している状況です。このことにつきましては、地域の皆様に大変ご不便をおかけしており、長崎市としてお詫び申し上げます。

課題となっております未買収用地においては、相続が100名を超えるなど全員の同意が取れない土地が存在することや、土地の境界が定まらないなどにより買収が進展しておりませんが、新たな制度が制定されておりますので買収が可能となる手法がないか、法務局などの関係機関とも相談し、問題の早期解決を図るよう努めてまいります。

回答票

No. 6

大浦
中学校区

【担当部課名】 市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 仁田地区連合自治会（西小島上の切自治会、中新町西部自治会）

【件名】 自治会公民館の運営困難と解体問題について

【概要】 多くの自治会所有の公民館は、市有地を借り、その上に自治会で建設し運営している。人口減少や自治会活動の衰退などにより利用者が減り、公民館運営の赤字が自治会そのものの経営を圧迫する状況にあるため、公民館を解体し自治会だけでも存続させようとするが、解体費は自治会が全額負担しなければならない。新築だけでなく解体の場合も補助ができないか。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

5 斡旋 ⑥ その他（補助金の対象拡大は困難だが自治会存続に向けては支援をしていきたい）

【回答】

自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

現在、自治会活動における拠点を整備し、その活性化を図るため、自治会集会所の新築、増築、改築、補修、購入等に対し、「長崎市自治会集会所建設奨励費補助金」を交付しています。

長崎市としては、自治会集会所が自治会活動の拠点となり、火災や災害時の緊急避難場所としても機能することなども考慮し、その整備に対し補助金を交付しているところですが、自治会集会所の解体については、公費支出の妥当性等を鑑み、現時点では補助金の対象とすることは考えていません。

自治会会員数の減少による会費の減などにより自治会の運営が難しい面

などもあると聞き及んでおりますが、自治会が抱える課題の解消については、今後とも、地域センターなど関係課とも連携し、自治会の皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

回答票
No. 7

大浦
中学校区

【担当部課名】

理財部 資産経営室

要望内容

【団体名】 仁田地区連合自治会
大浦中学校 PTA、東大浦地区連合自治会

【件名】 旧仁田小学校跡地の利活用計画について

【概要】

- ・小学校跡地の一部については、新保育所の予定地で決定しているが、それ以外にこういった用途として利活用しよう考えているのか教えてもらいたい。
- ・地域としては、ふれあいセンターの駐車場を5台分ほど確保してもらえれば、特に東大浦地区連合自治会方面からの利用者が利用しやすくなる考える。
- ・旧仁田佐古小跡地にふれあいセンター利用者や PTA 活動従事者が利用できる駐車場の整備をお願いしたい。ふれあいセンターの利用者減や PTA 活動協力者減を改善することにもつながると思う。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

旧仁田小学校校舎跡地の新保育所建設予定地を除いた残地の利活用計画につきましては、まず、市道と校舎跡地との高低差があることから、保育所の通退所用マイクロバスを含め、自動車の乗入を可能にするための取り付け道路を整備することとしております。

また、取り付け道路整備後にも一定のスペースがありますので、地域からのご要望にあわせて、自動車が駐車できるスペースを整備したいと考えております。

なお、当該地の管理は、地元での柔軟な利活用を可能にし、また違法駐車などを防ぐためにも、地域でお引き受けいただければと思います。

回答票

No. 8

大浦
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木企画課
理財部 財産活用課

要望
内容

【団体名】 仁田地区連合自治会

【件名】 旧仁田小学校上・下運動場の利活用計画について

【概要】

旧仁田小学校の上・下運動場については、都市計画道路稲田町十人町線の整備に伴う代替地や市道中小島5号線の事業用地とされているが、それ以外に、たとえば小公園とするなどの計画はないのかお聞きしたい。
また、上運動場のプールはいつ撤去工事に入るのかもあわせてお聞きしたい。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 幹 旋 ⑥ その他（近隣に新たな公園を整備予定）

【回答】

当該地周辺では、仁田佐古小学校の建替えに関連して、平成30年10月に仁田中央公園の位置を現仁田保育所の跡地とする都市計画の変更を行い、現仁田保育所の跡地に新たな公園を整備することとしています。

そのため、当該公園に近接する旧仁田小学校の上下運動場跡地に、別途公園を整備する計画はございません。

しかしながら、仁田中央公園の整備時期は、令和8年度以降を予定していますので、当該公園が完成するまでの間、暫定的に広場として開放するなど、地域の皆様のご意見等もお聞きしながら、検討したいと考えています。

なお、旧仁田小学校の上下運動場跡地につきましては、都市計画道路稲田町十人町線の整備に伴う代替地としての活用を検討していますが、他の

街路事業の整備に時間を要していることから、当面活用の目途が立っていない状況です。

一方、市道中小島5号線につきましては、丸山公園から大浦中学校方面に至る市道本石灰町高丘線の幅員が狭いことから、同路線を補完する道路として拡幅を検討していますが、仁田中央公園の整備を行った後の令和9年度以降に工事着手する予定です。

また、プールの撤去工事につきましては、令和5年度に実施予定です。

回答票
No. 9

大浦
中学校区

【担当部課名】 福祉部 福祉総務課

【団体名】 仁田地区民生委員児童委員協議会

【件名】 高齢化・なり手不足の民生委員児童委員の後任確保について

要望内容

今年、民生委員児童委員一斉改選の時期を迎えるが、欠員地域を含め、自治会長や保護司など諸団体も同様に後任の確保が極めて困難な状況になっています。

後任の確保、欠員の解消には常日頃から委員自らが、また地域の皆様の協力と推薦をいただきながらできる限りの努力を続けていますが、実現できていません。

【概要】 一斉改選及び欠員地域で後任が現れない場合は、「原則 75 歳退任」とあるものの再任も可能です。しかし高齢化も進み、若返りもなり手不足解消もできず、欠員地域への応援者の負担も大きく、今後は「老老訪問」「老老支援」など由々しき時代へと向かいつつあります。

後任確保について市としてどのように考えておられるかお聞きしたい。

また、欠員地域応援者に対し個人活動費の追加、増額支給はできないのか相談したい。

回答内容

1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討

5 斡 旋 ⑥ その他（長崎市民生委員児童委員協議会と協議を行う。）

【回答】

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の皆様におかれましては、日ごろから本市の福祉行政に御尽力をいただいておりますことにお礼申し上げます。地域を見守る民生委員のなり手不足については、本市としても非常に重要な課題と認識しております。

民生委員につきましては、社会情勢の変化により福祉ニーズが多様化していること、地域住民のつながりが希薄化しつつあること、定年制の延長などにより、全国的な状況として、後任確保が難しい状況となっています。

本市といたしましては、まずは、住民の皆様には民生委員の役割や活動を知っていただくため、5月の民生委員の強化週間にあわせ、毎年、広報ながさきに民生委員に関する記事を掲載しています。

また、退職予定の市職員及び小、中学校教職員に対し、民生委員への就任に関するお願いの文書の配付を行うほか、長崎県市長会を通して、民生委員の担い手を確保するため、現状に見合った活動費の見直しや活動の周知、活動しやすい環境づくりを行うよう国へ提言を行っています。

さらに、昨年度は49地区の地区民生委員児童委員協議会に対し、民生委員の欠員解消等に向けたアンケートを実施しました。その結果、企業等への周知や、民生委員活動の積極的な周知を行う等の課題があげられましたので、課題解決に向けた取組みを行うとともに、裾野を広げる取組みとして、各種団体で構成されている地域コミュニティ連絡協議会からも民生委員の選出に御協力いただけるよう周知していきたいと考えています。

また、欠員地域応援者に対する個人活動費の追加、増額支給につきましては、長崎市民生委員児童委員協議会と協議し、検討してまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

回答票
No. 10

大浦
中学校区

【担当部課名】 市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 仁田地区連合自治会（西小島中の切自治会）

【件名】 広報ながさき配布謝礼金、リサイクル推進活動謝礼金（配分）について

【概要】 仁田地区の自治会は、世帯数の減少に伴い自治会費の収入が激減している。現在、広報誌配布やリサイクル活動などで謝礼金をもらっているが、世帯数に応じた配分額となっているため、収入が少なく運営が厳しい。世帯数割＋基礎額（例えば 2～3 万円）としたり、単価を増額するなどにより、自治会運営をより強くバックアップしてもらえないか。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他（ ）

【回答】

自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

長崎市では、広報ながさきをはじめとする市民の皆様への市からのお知らせなど様々な文書等の配布について、一括して自治会にお願いし、「自治会広報ながさき等配布謝礼金」を交付しています。

この謝礼金の額は、1 世帯あたり月 54 円で、内訳は長崎市広報紙分が 50 円、県の広報紙分が 4 円となっています。

また、リサイクル推進活動謝礼金は、リサイクル推進員と自治会とが連携してごみの減量とリサイクル活動をできるように、広報ながさき等文書配布世帯数に 300 円を乗じた金額を 1 年に一度、謝礼金として自治会に交付し

ています。

さらに、自治会でのリサイクル活動に対しては、このほかに、古紙や古布の回収に対し補助金（古紙 1 kgあたり上限 5 円、古布 1 kgあたり一律 3 円）を交付しているほか、アルミ缶、スチール缶などの資源物の集団回収に必要な空き缶回収ボックスやリヤカーなどの用具を譲与するなど、自治会の活動を支援しているところです。

これらの活動については、自治会の皆様のご協力のもと成り立っている事業であり、その謝礼金等が自治会運営の一助となっている自治会もあることから、他都市等の状況も調査しつつ、謝礼金等のあり方については、今後とも検討していきたいと考えています。

願います。

回答票

No. 12-1

大浦
中学校区

【担当部課名】

学校教育部 健康教育課

要望
内容

【団体名】 大浦中学校PTA、東大浦地区連合自治会、仁田地区連合自治会

【件名】 学校への要望について

【概要】 生徒数が少ないので仕方ないが、部活動の種類を増やしてほしい。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

5 斡旋 ⑥ その他（部活動の地域移行を進める）

【回答】

大浦中学校の部活動につきましては、現在男女バドミントン部、男女バスケットボール部、男女卓球部、美術部の7部活で、運動部には42人、文化部には22人の生徒が所属しています。

これ以外の部活動を希望する生徒の中には、近隣校に進学したり、小学校から所属しているクラブチームで活動を続けたりするなどの実態があります。

大浦中学校のみならず、年々生徒数が減少する中で、特にチームを組んで活動する部活動では、部員が集まらなければ活動できないこと、また、教職員も少ないため顧問となる教員が限られていることから、一部の部活動においては部を存続させることが困難な現状もあり、新たに部を設置することは、難しい状況になっています。

現在、国において部活動の地域移行の考えが示されていますが、生徒の指

導や大会への出場など、これまで学校が担っていた役割をスポーツクラブや地域団体などが担うことにより、少人数化した学校の生徒でも専門的な指導を受けられたり、大会に出場する機会が得られたりするなど、生徒にとって様々なスポーツや文化芸術に触れる機会が得られるものと考えています。

部活動の地域移行については、まずは休日の部活動を地域に移行させることを令和7年度末までに行うことが示されていますが、地域移行につきましては様々な課題があると考えられますので、長崎市としましても、どのようにして地域移行を進めていくかについて、スポーツ団体や学校現場を含めて議論してまいります。

回答票

No. 12-2

大浦
中学校区

【担当部課名】

学校教育部
学校教育課

要望
内容

【団体名】 大浦中学校 PTA、東大浦地区連合自治会

【件名】 学校への要望について

【概要】 遠距離徒歩通学の生徒に、キッズ携帯の携行を認めてほしい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 斡 旋 6 その他（ ）

【回答】

遠距離徒歩通学の生徒に、キッズ携帯の携行を認めてほしいということにつきましては、現在、学校のきまりとしては、学校生活に不必要なもの(携帯電話を含む)は持ってこないことになっています。

しかし、特別な事情がある場合は、個別に対応していますので、必要に応じて学校にご相談ください。

回答票
No. 12-3

大浦
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木企画課

要望内容

【団体名】 大浦中学校 PTA、東大浦地区連合自治会

【件名】 学校への要望について

【概要】 大浦中学校の校区に子ども達が遊べる公園を増やしてほしい。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 ③ 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他（ ）

【回答】

大浦中学校の校区内には、大徳寺公園や丸山公園など計9箇所の都市公園を設置しています。

ご要望の子ども達が遊べる公園の整備につきましては、周辺における公園の配置状況や土地利用の状況、用地確保の可能性などを踏まえ、総合的に判断することとなりますが、この地区における公園の整備は、一定整っているものと思われるので、新たな公園の整備は難しいものと考えています。

今後、公園機能の再編や統廃合なども検討しながら、公園の適正配置に努めていきたいと考えています。

回答票

No. 13

大浦
中学校区

【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課

要望
内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 ごみ出しの管理について

【概要】 思案橋周辺は自治会が無い区域があり、ごみ出し日が守られていない等、管理が出来ておらず、カラスの被害もある。ごみ出しの適正な管理について、市のフォローをお願いしたい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

思案橋のごみステーションについては、収集曜日以外のごみステーションへの排出、カラスによるごみの散乱、事業系ごみの不適正な排出といった問題が発生しており、長崎市でも対応が必要な案件と認識しております。

現在、ごみステーションを管理していただいている思案橋商店街協同組合と話し合いを進めており、収集曜日以外に捨てられるごみやカラス被害の対策として、鍵付きのクリーンボックスの設置を行う予定となっています。

クリーンボックスの設置以後につきましても、ごみステーションへの適正な排出がなされるよう引き続き対策をとってまいります。

回答票

No. 14

大浦

中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 自治会の統廃合について

【概要】 仁田地区では、役員の担い手不足等により 4 つ自治会が無くなり、自治会の空白地帯ができています。今後も同じような状況が起こることが危惧されることから、自治会の存続や統廃合に向けて、相談や地域の話し合いの仲立ち等、市のサポートをお願いしたい。

回答内容

- ① 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他（ ）

【回答】

自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

自治会の解散に関して、最近は多くの相談が寄せられており、その要因の主なものとしては、会長をはじめとする役員の成り手がいない、高齢化により自治会活動に参加できる人が少なくなった、といったものとお聞きしています。一方、解散した地域の方からは、地域の繋がりがなくなった、災害の時に取り残されるのではないかと心配であるなどの声もお聞きしています。

長崎市としても、自治会が地域において安全・安心で暮らしやすいまちをつくるためにコミュニティの核となって活動していただいていることは十分認識していますので、このようなご相談を受けたときには、地域センターなど関係課とも連携し、また、連合自治会等のご協力もいただきながら、話

し合いの場の調整などをはじめとして、自治会存続に向けてどのようなことができるのか、地域の皆様と一緒に考え、解決に向け取り組んでいきたいと考えています。

回答票

No. 15

大浦
中学校区

【担当部課名】

文化観光部 観光政策課

要望
内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 思案橋周辺案内図の改正について

【概要】 思案橋入口に設置してある思案橋周辺案内図について、最新の情報になっていない部分があるため、新しいものに変更いただきたい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

思案橋周辺案内図につきましては、長崎歴史文化協会、長崎史談会、丸山～浜んまち地区活性化協議会のご協力を得て 2001 年に設置しております。

ご指摘のとおり、案内情報の一部が最新の情報となっておりませんでしたので、関係各所に相談の上、改修いたします。



回答票

No. 16

大浦
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所地域整備2課

要望内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 15 大徳寺公園の再整備について

【概要】 大徳寺公園は、水捌けが悪く、夜も暗い。また草も繁茂している状況である。市内の公園は、計画的に再整備を行っていると思うが、当該公園についても、優先順位を上げて再整備を行ってほしい。

回答内容

1 可能

② 一部可能

3 不可能

4 調査検討

5 斡旋

6 その他()

【回答】

大徳寺公園は、宝永元年（1704）梅香崎に創建された大徳寺というお寺が、宝永5年に移された場所であり、明治元年（1868）に廃寺となり、現在は、その土地の約半分ずつを長崎市と梅香崎神社が所有し、昭和49年4月に開園された都市公園です。

ご要望の大徳寺公園の再整備につきましては、令和7年度以降の仁田保育所移転後に新たに整備する仁田中央公園などと合わせて検討したいと考えております。

なお、既存の仁田中央公園は、現在、道路工事等により子供たちが利用できない状況となっておりますので、仁田中央公園の整備が完了するまでは、子供たちが利用できる公園として、大徳寺公園を確保しておく必要があるため、公園の利用に支障がない範囲で、樹木の剪定などを今年度の秋以降に行い、夜の暗さ対策や水捌け対策を図りたいと考えております。



回答票

No. 17

大浦
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所中央地域センター

要望
内容

【団体名】 佐古地区連合自治会

【件名】 地域における様々なエリア分けについて

【概要】 警察署や地区民児協、消防団等の管轄エリアが混在しており、横断的な理解が難しい。分かりやすいエリア分けとなるよう市の協力をお願いしたい。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（地域の意向をお聴きしながら、必要な支援を行う）

【回答】

佐古地区連合自治会が含まれる大浦中学校区のエリアにつきましては、イメージ図のとおり、警察署や地区民児協、消防団等の管轄エリアが混在している状況となっていることは認識しております。

今後、佐古地区連合自治会をはじめ、同じ大浦中学校区内の東大浦地区連合自治会及び仁田地区連合自治会等、地域の各種団体の皆様から実情をお聴きしながら、必要に応じて関係機関につなげていただくなど、地域に寄り添った対応を行ってまいります。

大浦中学校区管轄エリア イメージ



回答票

No. 18

大浦
中学校区

【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課

要望
内容

【団体名】 東大浦地区連合自治会(南町自治会)

【件名】 クリーン長崎による簡易水洗便槽し尿汲み取り料金について

【概要】 汲み取り料金が、旧合併町とくらべ地域格差がありすぎる。旧合併町並に引き下げてもらいたい。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

し尿の汲み取り料金につきましては、条例により簡易水洗ではない人頭制であれば1人につき月額1,173円、簡易水洗の従量制であれば18ℓあたり419円と規定しており、市からし尿の収集運搬の許可を受けている事業者はこれらの金額を上限に価格を設定できることとしております。

これにより、上限の419円に設定している地区や、315円に設定している地区がありますが、この料金の差は、汲み取りの際にホースを複数本繋いで作業を行わなければならない高台を収集するなど、汲み取りの収集の効率により汲み取りの原価が地区ごとにそれぞれ異なっていることによるものです。

なお、従量制の料金は、流す水の量により支払う料金が異なってくるため、人頭制の料金と比較して高額な支払料金となってしまうことがあります。

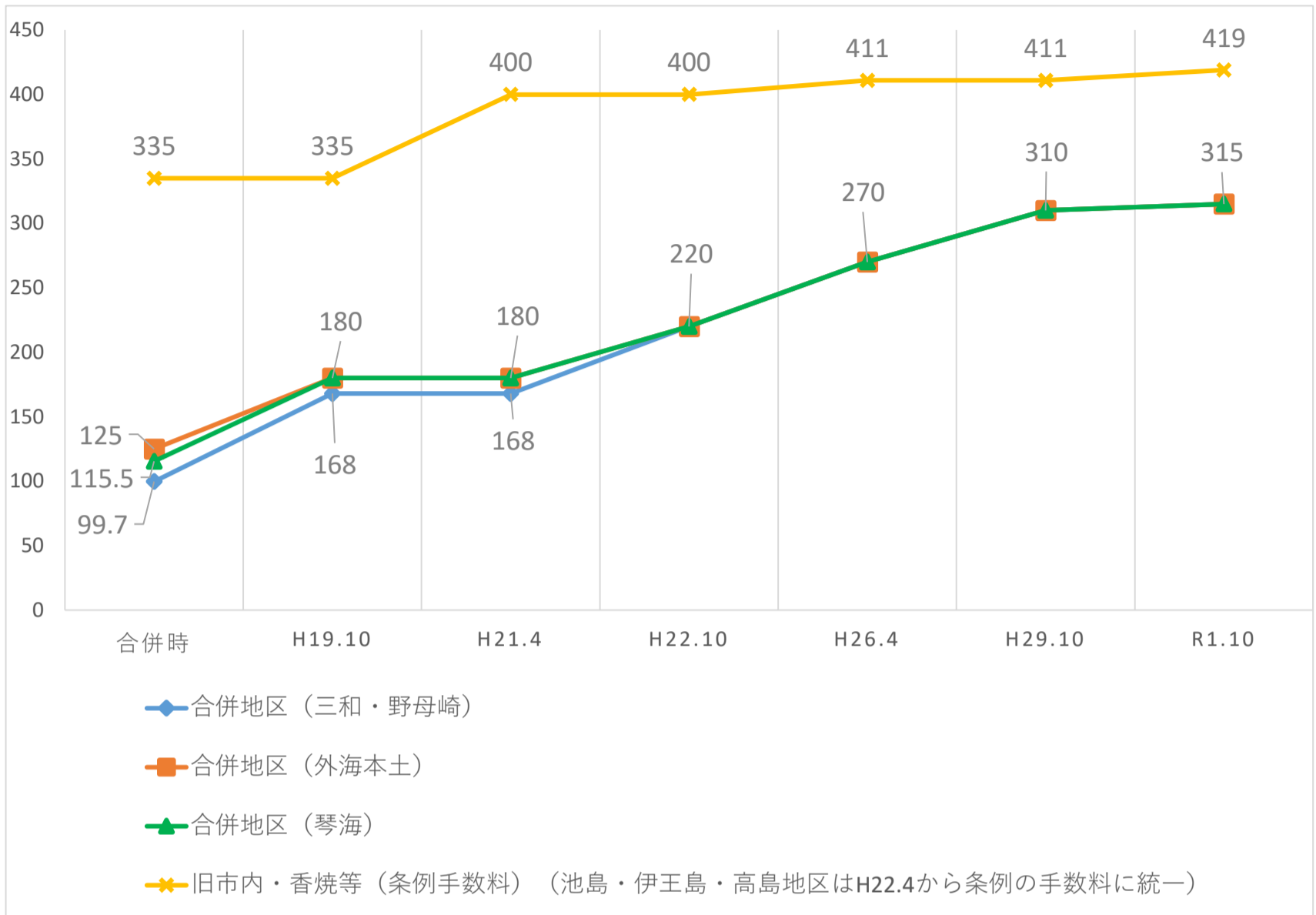
地区ごとの料金の差については、18ℓ当たり419円の地区は平成18年の市町村合併当時は335円の料金であり、この間に約1.3倍上昇しています。また、315円の地区は合併当時では99.7円だった地区もあり、この間に約3.2倍上昇しています。

この結果、合併当時に約3.4倍あった地区の差は、約1.3倍にまで縮小してきているところであり、段階的にはありますが、地域間の差の解消が進んできているところです。

今後とも、汲み取り原価の精査や下水道料金との均衡を考慮しながら、市内一円の料金について検討を進めてまいりたいと考えております。

市が条例に定めるし尿処理手数料額と合併地区のし尿汲み取り料金の変遷

単位：円



回答票

No. 19

大浦
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要望
内容

【団体名】 東大浦地区連合自治会(南町自治会)

【件名】 街路灯の設置について

東大浦地区は斜面地で、空き家等も増えており、夜は灯りが少なく暗い場所がある。
【概要】 街路灯の設置は、市民の安全を守り、防犯対策にもなり、ひいては夜景の魅力向上にもつながるものと考えているため、予算をかけて街路灯の設置を行っていただきたい。

回答内容

① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

街路灯の設置につきましては、地域住民の方の安心安全な街づくりの推進を図るために、街路灯の設置間隔などを規定した、長崎市街路灯設置基準に基づき設置しています。

現在長崎市におきましては、約3万7,500灯の街路灯、また、約4,000灯の道路照明灯など、約4万1,500灯の照明施設を保有している状況です。

これまでに平成25年から平成28年に既存街路灯をLED化し、次に令和元年から令和3年に既存道路照明灯をLED化しており、地球温暖化対策及び電気代など維持管理費の削減に取り組んでまいりました。

街路灯のご要望は、毎年度各自治会より街路灯新設要望書を提出していただき、要望箇所への設置が可能かどうか調査しまして、その後設置の可否について自治会長あて回答いたしますので、地域の中に暗くて街路灯が必要な

危険な箇所がありましたら、まずは土木建設課へ要望書の提出をお願いいたします。

1 街路灯の設置についての考え方

(1) 設置対象場所

長崎市が管理する長崎市道及び里道上へ設置することを原則とする。

ただし、2名以上が利用している個人所有の生活道路（私道）はその限りではないが、事前に申請者が土地所有者及び自治会から街路灯設置の承諾を得ることとし、承諾書を長崎市へ提出することが必要である。

なお、民家が一軒のみの場所や行き止まりの場所など、街路灯の効果が特定の通行者に限られる場所には設置しない。

国県道においては、電力会社やNTTなどの既存電柱が存在し、電柱へ街路灯が設置可能な場所についてのみ対象とする。

(2) 設置条件等

① 設置方法

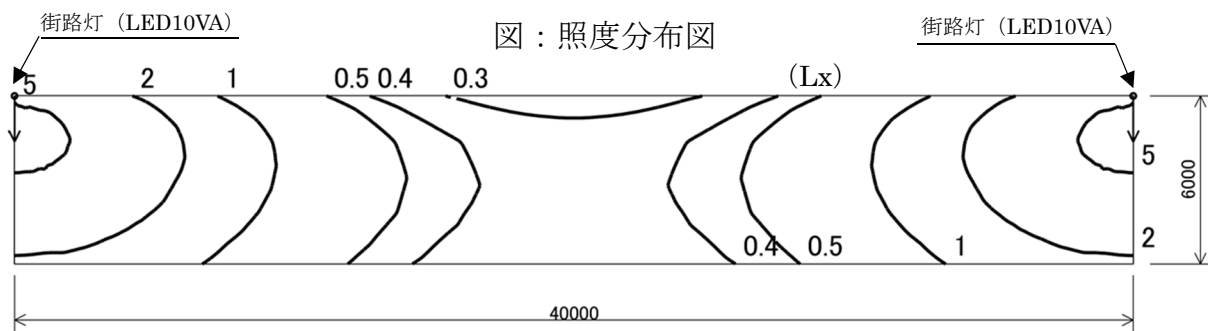
電力会社やNTTなどの既存電柱を利用し、1つの柱に街路灯を1灯設置することを原則とする。

やむを得ず電柱が存在しない場所に設置する場合は、鉄柱を建柱し設置するが、設置する場所は、柱の強度及び九州電力の規定に則り、中継の柱を介さず、20m以内で街路灯へ直接電力供給が可能な場所に限定する。

② 設置間隔

見通しのよい道路の場合、設置間隔は概ね40mを基準とする。

それ以外の場所（屈曲部など）においては、照度が概ね0.2Lx程度確保できる間隔とする。



※幅員6mの道路に街路灯(LED10VA)を40mの間隔で2灯設置した場合の照度分布としている。

※中間地点(20m)での照度は約0.3Lxとなっている。

2 街路灯の仕様

(1) 照明器具の容量及び形式

設置場所の地形や照度を勘案し、LED10VA（蛍光灯 20W 相当）または LED20VA（蛍光灯 40W 相当）のいずれかを設置する。

(2) 鉄柱の仕様

鉄柱の設置高さは現場条件に応じて地上高 4.5m 又は 5.5m の柱を設置する。

鉄柱の形状は直線タイプとし、埋め込みの深さは 1m、基礎の大きさは縦 0.3m×横 0.3m×深さ 0.5m とする。

(3) その他

電力会社との電力供給契約が定額制（公衆街路灯 A）を適用できるものを設置対象とする。

3 街路灯の管理替え

長崎市以外の管理者が所有している街路灯について、必要と認められるものに関しては、維持管理を長崎市に引き継ぐこと（管理替え）ができる。

管理替えを行うにあたっては、原則として次の条件を満たすこととし、長崎市と協議を行う必要がある。

- ① 長崎市の街路灯設置基準を満たす場所に設置されていること。
- ② 個人使用の目的で設置された街路灯でないこと。
- ③ 照明器具の種類が長崎市使用の器具と同等であること。
- ④ 照明器具や柱について、修繕が必要な状態（損傷、腐食など）でないこと。
- ⑤ 広告や看板などの添架や装飾が施されていないこと。

※スピーカーや防犯カメラなどの機材も含む。

回答票

No. 20

大浦
中学校区

【担当部課名】

総務部 総務課

要望内容

【団体名】 東大浦地区連合自治会(南町自治会)

【件名】 長崎市常設型住民投票条例について

【概要】

長崎市議会は、昨年9月議会で「常設型住民投票条例」の投票率による成立要件を設定し、有権者総数の2分の1以下だった場合は、成立もしないし開票もしないとして修正可決した。
この可決は、市長自ら予算を計上し、議会の承認を得たうえで市民の代表(常設型住民投票条例検討審議会)に作成させた原案に対して、極めて高いハードルを立てたことになり=市民の声に反した成立要件を課したことになる。以前、我々の地域において「小島養生所遺構の完全保存を求める個別型住民投票条例」を求めたが、市長及び市議会の反対により実現しなかった。今回の条例は個別型よりも遥かに高いハードルとなっており、市民にとっては全く使えない条例であると思う。投票率による成立要件は、削除するよう強く要望する。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 ③ 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市住民投票条例を市議会へ提案するにあたって、成立要件を「設ける」か「設けない」かいずれの選択肢も議論したところですが、長崎市常設型住民投票制度検討審議会の意見を尊重し、成立要件は設けないとしたところです。

この条例案の提案に対し、市議会の審議において、当該条例案の一部が修正され、投票率50%の成立要件が付されました。

本市としましては、この住民投票制度は、議会と市長による二元代表制の間接民主主義(代表民主制)を補強する制度であり、その二元代表制の

一翼である市議会において慎重に議論が行われ、判断されたものであると考えております。

また、成立要件を設けることにより、住民投票の結果に対する市長の尊重義務は相対的に高まっていくものと考えていますので、その割合があまり低くなることは適当ではないと考えております。

本市と同様に住民投票条例を制定し、成立要件を設けている他の都市においても、過半数の成立要件を設けており、実施された事例においても過半数の投票率を超えているものも多数あることから、過半数という成立要件の割合は妥当性があるものと考えております。